

IFRS 第 10 号の支配概念の具体的な適用

- 概要 -

1. 概要

- 連結プロジェクトでは、最初に、我が国の連結の範囲に関する会計基準の検討の範囲を SPE の連結に限定するか（2009 年 2 月論点整理参照）、すべての会社とすることを検討することとしている。それらの検討を行うにあたっては、我が国の会計基準と IFRS 第 10 号の差異、仮に IFRS 第 10 号の考え方を採用した場合の影響度合いを概括的に把握することが必要となる。
したがって、特別目的会社専門委員会では、それらの重要な差異を個別に取り上げて内容を確認し、その比較検討を行っている。
- 本資料では、まず、IFRS 第 10 号の支配概念について、単純な設例を用いて、その具体的な適用を確認している。また、その中で、議決権の過半を有する場合の取扱いについて、我が国の会計基準と IFRS 第 10 号との相違についても追加検討を行っている。
- なお、議決権が過半数に満たない場合の取扱いについては、審議事項(2)-2 で取り上げている。その他、代理人関係、SPE の取扱いなどの重要な差異に係る具体的な検討は次回以降、個別項目ごとに行う予定である。

2. IFRS 第 10 号の支配概念

- 2011 年 5 月に公表された IFRS 第 10 号「連結財務諸表」では、すべての企業に適用される単一の「支配」概念を設け、その具体的な適用方法を定めている。

投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を与える能力を有している場合には、投資先を支配している（6 項）。

- 支配の決定に際しては、次のすべての要素を有しているか検討しなければならない（7 項、B2 項）。
 - (a) 投資先に対するパワー
 - (b) 投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
 - (c) 当該パワーを投資者のリターンの金額に影響を与えるように用いる能力

- 当該決定には、次の要因の考慮が役立つ可能性があるとしてされている（B3項）。

(a) 投資先の目的及び設計（purpose and design）
(b) 関連性のある活動（relevant activity）は何か、当該活動に関する意思決定がどのように行われるか
(c) 投資者の権利が、当該活動を指図する現在の能力（current ability to direct）を投資者に与えているか
(d) 投資者が、投資先への関与から生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有しているか
(e) 投資者が、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを行使する能力を有しているか

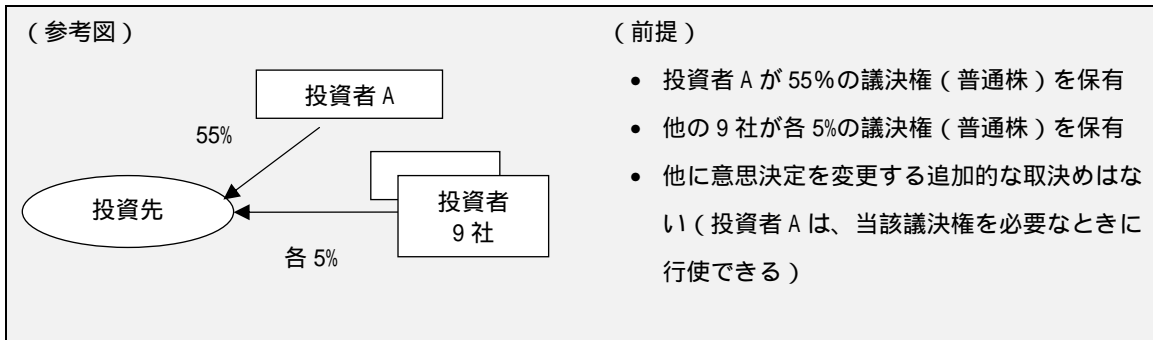
- IFRS 第 10 号では、この「支配」の適用について、さまざまな適用指針（application guidance）を設けている。適用指針の構成は以下のとおりである。

適用指針の構成	条項
(1) 目的及び設計	B5-B8
(2) パワー	B9-B54
● 関連性のある活動及びその指図	B11-B13
● パワーを与える権利（実質的な権利、防御的な権利）	B14-B33
● 議決権（過半数を伴わない場合、潜在的議決権等）	B34-B50
● 議決権等が投資先のリターンに重要な影響を及ぼさない場合のパワー	B51-B54
(3) 変動リターンに対するエクスポージャー又は権利	B55-B57
(4) パワーとリターンとの関係（代理人関係）	B58-B72
(5) 他の当事者との関係	B73-B75
(6) 特定資産の支配	B76-B79

- 次頁以降では、単純な設例を用いて、上記の適用指針に即して、IFRS 第 10 号の支配概念の具体的な適用の仕方について、概観している。

3. 設例を用いた検討（関連する条項は別紙参照）

（例１）事業を営む典型的な企業¹



目的及び設計の理解

- 支配の判定に際し、投資者は、投資先の目的と設計を考慮する必要がある（B5 項）。
- 設例では、投資先は、比例的な議決権を伴う普通株を通じて支配されていることが明らかであると考えられ（B6 項）、その場合、支配の判定は、投資者が、投資先の営業及び財務の方針を指図するのに十分な議決権を行使できるかどうかによることとなる²。

パワー：関連性のある活動（relevant activity）の識別

- 投資者は、投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動（＝関連性のある活動）を識別する必要がある（10 項）。
- 設例では、例えば、物品又はサービスの販売、購入、資本的支出又は資金調達など、さまざまな営業及び財務の活動が、通常、投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動（関連性のある活動）となるといえる。

パワー：パワーを与える権利の評価

- 投資者は、識別した関連性のある活動を指図する現在の能力を与える既存の権利（パワーを与える権利）を有しているか評価する必要がある（10 項、B14 項）。
- 設例では、投資者 A が保有する議決権が、通常、投資者にパワーを与える権利であるといえる（B16 項）。当該議決権は、関連性のある活動の指図の決定に必要なときに行使でき、実質的な権利である（B24 項）

¹ 議決権を通じて投資先のリターンに重要な影響を及ぼし得る企業を想定している。IFRS 第 10 号 B43 項 設例 5 を参考に一部加工して作成。

² B6 項から、この例では、関連性のある活動や権利、リターンなど、B3 項の要因についての詳細な検討は不要とも考えられる。ただし、本資料では、理解のために、支配の判定を、適用指針に即して説明することとしている。

パワー：議決権についての評価

- 関連性のある活動が議決権又は類似の権利を通じて指図される場合には、投資者は、議決権特有の定め（B35-B50 項）を検討する必要がある（B34 項）。
- 設例では、投資者 A は、議決権を過半数保有しており、関連性のある活動を指図できることから、投資者 A がパワーを有するといえる（B35 項）。

パワー：議決権等が投資先のリターンに重要な影響を及ぼさない場合のパワー

- 該当なし

変動リターンに対するエクスポージャー又は権利の評価

- 投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに晒されているか又は権利を有しているかどうかを判断する（B55 項）。
- 設例では、投資先からの配当が変動リターンに該当し、投資者 A は、株式保有を通じ、当該配当を受け取る権利を有しているといえる。

パワーとリターンとの関係（代理人関係）

- 支配の判定に際し、自らが本人か代理人かを判定しなければならない（B58 項）。（設例では、関連する事象や状況はないと仮定）

他の当事者との関係

- 投資者は、他の当事者との関係の性質と、当該他の当事者が投資者のために行動しているかどうか（事実上の代理人）を検討する必要がある（B73 項）。（設例では、事実上の代理人となるような他の当事者はいないと仮定）

4. 議決権の過半を有していても支配していないと判断される場合の取扱いの比較

(1) IFRS 第 10 号の取扱い

- IFRS 第 10 号では、議決権を通じて指図される投資先について、投資者が議決権の過半数を有している場合であっても、次のような場合にはパワーを有しないとされることが示されている（B36 項、B37 項）。
 - (a) 議決権が実質的なものでない場合
 - (b) 他の企業に投資先に対するパワーを与える別個の取決めがある場合
（意思決定に関する契約上の取決め又は実質的な潜在的議決権を通じてなど）

(2) 日本基準の取扱い

- 日本基準では、議決権の過半数を自己の計算で所有している（意思決定機関を支配している）場合であっても、次のような場合、子会社に該当しないものとしている。

財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合（連結会計基準 7 項但書）

（留意事項 連結会計基準適用指針 16 項（要約））

- ◇ 支配の判定に際し、複数の企業（親子関係にある企業を除く）が、それぞれ他の企業を支配していることにはならない。
- ◇ 他の会社に対し共同で出資を行っている合併会社の場合で、例えば、当該他の会社に共同支配企業の形成による処理方法が適用され、その後も共同で支配されている実態にある場合
- ◇ 緊密な者（関連会社を含み、個人を除く）の子会社については、たとえば、当該子会社が緊密な者の一業務部門を実質的に担っており緊密な者と一体であることが明らかなる場合には、一般的に子会社には該当しない。
- ◇ ベンチャーキャピタルなどの投資者が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として、又は銀行などの金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の企業の株式や出資を有している場合で、一定の要件を満たす場合

更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる場合（連結会計基準 7 項(1)）

- また、子会社に該当する場合であっても、次のような場合、連結の範囲に含めないこととしている（連結会計基準 14 項）

支配が一時的であると認められる場合

（連結会計基準適用指針 18 項）

…（略）…これは、当連結会計年度において支配に該当しているものの、直前連結会計年度において支配に該当しておらず、かつ、翌連結会計年度以降相当の期間にわたって支配に該当しないことが確実に予定されている場合をいう。
例えば、直前連結会計年度末において、所有する議決権が 100 分の 50 以下で支配に該当しておらず、かつ、翌連結会計年度以降その所有する議決権が相当の期間にわたって 100 分の 50 以下となり支配に該当しないことが確実に予定されている場合は、当連結会計年度における支配が一時的であると認められる。…（略）

以外の企業であって、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある場合

（連結会計基準適用指針 19 項）

…（略）… 一般に、それは限定的であると考えられる。

なお、他の企業が子会社に該当しても、例えば、当該子会社がある匿名組合事業の営業者なり、当該匿名組合の事業を含む子会社の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には形式的にも実質的にも帰属せず、かつ、当該子会社との取引がほとんどない場合には、当該子会社を連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認めら るときに該当するものと考えられる。

(3) 比較検討

- 上記の日本基準における取扱い ~ について、IFRS 第 10 号における取扱いとの概括的な比較は次のとおり。
 - ◇ 、 は、IFRS 第 10 号と規定の仕方に相違は見られるものの、他の企業に対するパワーを与える別個の取決めがあれば、自己が過半数を有している場合であっても支配とならない場合があるという点では、共通点が見られる。
（ただし、ベンチャーキャピタル（VC）条項は、本資料では検討していない）
 - ◇ の支配が一時的な子会社の取扱いは、IFRS 第 10 号には見られない。2009 年 2 月の論点整理で取り上げている項目（【論点 5】）であり、本資料では詳細な検討は行わない。
 - ◇ の利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある場合の取扱いも、IFRS 第 10 号には見られない。我が国の連結会計基準の適用指針第 19 項では、そのような扱いの対象となる取引は、一般に限定的であるとしているものの、当該取扱いは、匿名組合を用いたレバレッジドリース取引などにも適用される場合もあり、一定の影響はあると考えられる。
- 以上から、議決権の過半数を有する場合の支配の判定については、上記のような取扱いが関係しない通常の取引であれば、日本基準と IFRS 第 10 号とで同様の判定過程になると考えられるが、 の支配が一時的な子会社の取扱いや、 の取扱いが適用される場合、VC 条項が関係する場合など、一部については差異があり、仮に IFRS 第 10 号の考え方を採用した場合には一定の影響があると考えられる。

以上

別紙：IFRS 第 10 号における関連する基準及び適用指針の抜粋

目的及び設計の理解

11 パワーは権利から生じる。場合によってはパワーの評価は単純である。例えば、投資先に対するパワーを株式等の資本性金融商品で与えられる議決権だけから直接に得ていて、それらの株式保有による議決権を考慮することによって評価できる場合である。他の場合には評価がより複雑になり、複数の要因を考慮することが必要になる。例えば、パワーが複数の契約上の取決めから生じている場合である。

目的及び設計

B5 投資先に対する支配の判定に際して、投資者は、関連性のある活動を識別し、当該活動に関する意思決定がどのように行われるか、当該活動を指図する現在の能力を誰が有しているか、及び当該活動からのリターンを誰が受けるかを識別するために、投資先の目的及び設計を考慮しなければならない。

B6 投資先の目的及び設計の考慮に際して、投資先の普通株など、保有者に比例的な議決権を与える資本性金融商品を通じて、投資先が支配されていることが明らかなる場合もある。この場合、意思決定を変更する追加的な取決めがなければ、支配の判定は、いずれの当事者が投資先の営業及び財務の方針を指図するのに十分な議決権を行使できるかが焦点となる（B34 項から B50 項参照）。最も単純な場合、議決権の過半を有する投資者が、他の要素がない限り、投資先を支配している。

B7 もっと複雑なケースにおいて投資者が投資先を支配しているかどうかを決定するためには、B3 項の他の要因の一部又は全部を考慮する必要がある。

パワー：関連性のある活動（relevant activity）の識別

10 投資者は、関連性のある活動（すなわち、投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動）を指図する現在の能力を与える既存の権利を有している場合には、投資先に対するパワーを有している。

関連性のある活動及び関連性のある活動の指図

B11 多くの投資先にとって、さまざまな営業及び財務の活動がリターンに重要な影響を及ぼす。状況によって、関連性のある活動となり得る活動の例には、次のものがある（ただし、これらに限られない）。

- (a) 財又はサービスの販売及び購入
- (b) 金融資産の存続期間中における管理（債務不履行の場合を含む）
- (c) 資産の選択、取得又は処分
- (d) 新しい製品又は工程の研究及び開発
- (e) 資金調達構造の決定又は資金の調達

B12 関連性のある活動についての意思決定の例には、次のものがある（ただし、これらに限られない）。

- (a) 投資先の運営及び資本についての意思決定（予算を含む）を行うこと
- (b) 投資先の経営幹部又はサービス提供者の選任と報酬決定及び勤務又は雇用の終了

BC59 ED 10 に含まれていたガイダンスは、特に、議決権又は類似の権利を通じて指図されない投資先の文脈において役立つものであったが、当審議会は、修正後の文言はすべての投資先についてよく機能するであろうと結論付けた。議決権又は類似の権利を通じて指図される投資先については、通常、さまざまな営業及び財務の活動が投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動である（例えば、物品又はサービスの販売、購入、資本的支出又は資金調達など）。その場合、投資先の戦略的な営業及び財務の方針を決定できる投資者が、通常はパワーを有していることになる。

パワー：パワーを与える権利の評価

関連性のある活動及び関連性のある活動の指図

B14 パワーは権利から生じる。投資先に対するパワーを有するためには、投資者は、関連性のある活動を指図する能力を投資者に与える既存の権利を有していなければならない。投資者にパワーを与える可能性がある権利は、投資先ごとに異なる可能性がある。

B15 単独で又は組合せにより、投資者にパワーを与える可能性のある権利の例として、次のものがあるがこれらに限らない。

- (a) 投資先の議決権（又は潜在的議決権）の形をとる権利（B34 項から B50 項参照）
 - (b) 投資先のリターンに重要な影響を及ぼす能力のある投資先の経営幹部のメンバーの選任、職務変更又は解任を行う権利
 - (c) 関連性のある活動を指図する別の企業を指名又は解任する権利
 - (d) 投資者の便益のために、取引への参加を投資先に指図するか、又は取引の変更を拒否する権利
 - (e) その他の権利で、関連性のある活動を指図する能力を保有者に与えるもの（管理契約で特定された意思決定権など）
- B16 通常、投資先のリターンに重要な影響を及ぼすさまざまな営業及び財務の活動を投資先が有して
いて、かつ、それらの活動に関する実質的な意思決定が継続的に必要とされる場合には、議決権又
は類似の権利が、単独で又は他の取決めとの組合せによって投資者にパワーを与える。

実質的な権利

- B22 投資者は、パワーを有するかどうか評価する際に、投資先に関連する実質的な権利（投資者やその他が保有する）のみを検討する。権利が実質的であるためには、保有者がその権利を行使する実際上の能力を有していなければならない。
- B23 権利が実質的かどうかを決定するには、すべての事実及び状況を考慮に入れた判断が必要である。その決定を行う際に考慮すべき要素には、以下のものがあるが、これらに限定されない。
- (a) 略（権利行使の障害があるか（ペナルティ、行使価格水準等）
 - (b) 略（複数の当事者の同意が必要となるか）
 - (c) 略（権利行使により利益を享受するか）
- B24 権利が実質的であるためには、関連性のある活動の指図に関する決定が必要なときに行使可能であることも必要である。通常、実質的であるためには、権利は現在行使可能である必要がある。しかし、場合によっては、現在行使可能でなくても、権利は実質的なものとなり得る。
- B25 他の当事者が行使可能な実質的な権利により、投資者が、当該権利に関係する投資先を支配することを妨げられる可能性がある。そのような実質的な権利は、その権利の保有者が意思決定を開始する能力を有していることを要しない。単なる防御的な権利（B26 項から B28 項参照）でない限り、他の当事者が有する実質的な権利は、関連性のある活動に関する決定を承認又は阻止する現在の能力を保有者に与えるだけの場合であっても、投資者が投資先を支配することを妨げる可能性がある。

パワー：議決権についての評価

議決権

- B34 投資者は、議決権又は類似の権利を通じて、関連性のある活動を指図する権利を有していることが多い。投資先の関連性のある活動が議決権を通じて指図される場合には、投資者は、このセクションの指針（B35 項から B50 項）を考慮する。

議決権の過半数を伴うパワー

- B35 投資先の議決権の過半数を有する投資者は、B36 項又は B37 項が適用される場合を除いて、次のいずれかの状況ではパワーを有する。
- (a) 関連性のある活動が、議決権の過半数の保有者の議決によって指図される。
 - (b) 関連性のある活動を指図する統治機関のメンバーの過半数が、議決権の過半数の保有者の議決によって承認される。

議決権の過半数であるがパワーがない

- B36 投資先の議決権の過半数を保有する投資者が投資先に対するパワーを有するためには、B22 項から B25 項に従い、投資者の議決権が実質的なものでなければならない。さらに、当該議決権により、営業及び財務の方針の決定を通じて行われることが多い、関連性のある活動を指図する現在の能力が投資者に提供されていなければならない。別の企業が関連性のある活動を指図する権利を当該企業に与える既存の権利を有して、その企業が投資者の代理人ではない場合には、その投資者は投資先に対するパワーを有しない。
- B37 投資者は、たとえ投資先の議決権の過半数を有していても、この議決権が実質的でない場合には、投資先に対するパワーを有しない。例えば、関連性のある活動が、政府、裁判所、行政官、管財人、清算人又は規制当局の指図に左右される場合には、投資先の議決権の過半数を有する投資者はパワーを有することができない。

変動リターンに対するエクスポージャー又は権利の評価

投資先からの変動リターンに対するエクスポージャー又は権利

B55 投資者が投資先の支配を有しているかどうかの判定に際しては、投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに晒されているか又は権利を有しているかどうかを判断する。

B56 変動リターンは、固定ではなく、投資先の業績の結果として変動する可能性のあるリターンである。変動リターンは、正の値のみとなることも、負の値のみとなることも、正と負の両方となることもある（第15項参照）。投資者は、投資先からのリターンに変動性があるかどうか、及び当該リターンがどのように変動するかについて、リターンの法的形式にかかわらず、取決めの実質に基づいて評価する。例えば、投資者は、固定金利の債券を保有する場合がある。この固定金利の支払いは、債務不履行リスクを伴い、投資者を債券発行者の信用リスクに晒すことになるため、本基準の目的上は変動リターンである。変動性の量（すなわち、当該リターンがどのように変動するか）は、当該債券の信用リスクに依存する。同様に、投資先の資産の管理に対する固定の業績報酬は、投資者を投資先の業績リスクに晒すことになるため、変動リターンである。変動性の量は、報酬を支払う十分な収益を生み出す投資先の能力に依存する。

B57 リターンの例としては、次のようなものがある。

- (a) 配当、投資先からのその他の経済的便益の分配（例えば、投資先が発行した債券からの金利）及び投資者の当該投資先に対する投資価値の変動
- (b) 略
- (c) 略

パワーとリターンとの関係（代理人関係）

パワーとリターンとの関連

委任されたパワー

B58 意思決定権を有する投資者（意思決定者）が投資先を支配しているかどうかを評価する際には、自らが本人か代理人かを判定しなければならない。投資者は、意思決定権を有する他の企業が投資者の代理人として行動しているかどうかを判定しなければならない。代理人とは、他の者（本人）に代わってその便益のための行動を主に行う者であり、意思決定権限を行使する際に投資先を支配していない（第17項及び第18項参照）。したがって、時には、投資者のパワーを代理人が保有し、代理人が行使可能な場合があるが、本人の代理としてである。意思決定者は、単に自らの意思決定により他の者が便益を受けられるというだけでは、代理人ではない。

B59-B72 略

他の当事者との関係

他の当事者との関係

B73 支配の判定に際して、投資者は、他の当事者との関係の性質と、当該他の当事者が投資者のために行動しているかどうか（すなわち、「事実上の代理人」であるかどうか）を検討しなければならない。他の当事者が事実上の代理人として行動しているかどうかの判定には、判断が必要であり、当該関係の性質だけではなく、それらの当事者間の相互関係及び投資者との相互関係がどのようなかを考慮する。

B73-B75 略